

下呂市有財産随時受付売却公募要領

【令和8年 1 1 月6日～令和9年 2 月 1 9日受付分】

下呂市役所 総務部 財務課

電話 0576-24-2222（内線 224）

公募による売却の流れ

要領の配布・周知	令和8年10月30日（金）～令和9年2月19日（金） 「広報げろ 11 月号」「ホームページ」により公告 ※市ホームページからダウンロード可
受 付 期 間	令和8年11月6日（金）～令和9年2月19日（金） ※土日・休日を除く
提 出 書 類 等	「市有財産購入申込書」・・・1部 「印鑑登録証明書」・・・1部 「住民票謄本」・・・1部 ※個人以外の場合は「登記事項証明書」 「市税納税証明書」・・・1部 ※令和7年度分及び令和8年度分 「誓約書」・・・1部
提 出 先	下呂市役所 下呂庁舎 総務部 財務課
売買契約の締結	契約説明日を契約締結日とします。 ※契約保証金として、売買金額の100分の10以上の 金額を、契約締結日から起算して10日以内に納付 していただきます。
売 買 代 金 納 付	契約締結日から30日以内に、売買代金から契約保証金 を除いた額（契約残金）を納付していただきます。
所 有 権 移 転	売買代金完納と同時に所有権移転登記の手續開始
物 件 引 渡 し	所有権移転登記の完了と同時に引渡し

1 随時受付対象物件（別紙）

○売払物件は、現状での売買及び引き渡しとなります。物件によっては、敷地内にフェンス、塀、側溝、擁壁等の工作物、構造物が設置されていますが、これらの工作物等の補修、改修、撤去、再築造及びその費用負担について、市は実施しません。

○物件の敷地内にある電柱、電線、ケーブル、道路設置物、道路標識等がある場合は、移設及び撤去の可否等の取扱いについて、購入者で設置者又は管理者等にお問い合わせください。

○公法上の規則等により、使用用途等が制限される場合があります。

2 随時受付による売却

随時受付による売却とは、公募により申し込みがなかった物件を受付期間内に先着順に定価で売却するものです。

3 応募者の資格

応募者の資格は、次の条件に該当しない者としてします。

- (1) 下呂市の公有財産に関する事務に従事する職員
- (2) 下呂市及び住民登録地に納付すべき税等に滞納がある者
- (3) 売買契約を締結する能力を有しない方（成年被後見人又は、被保佐人・被補助人であって契約締結のための必要な同意を得ていない方及び破産者で復権を得ない方）
- (4) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び次の①から④までのいずれかに該当する者
 - ① 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
 - ② 暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ③ 次のいずれかに該当する者（法人の場合は法人の役員等）
 - ア暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの
 - イ自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団員を利用するなどしているもの
 - ウ暴力団又は暴力団員に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの直接的又は間接的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているもの
 - エ暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
 - オ暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用しているもの
 - ④ 前号①から③に該当する者の依頼を受けて申込をしようとする者
- (5) 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員

4 応募者の条件

- ① 同一人物、同一世帯、または法人とその代表者等、実質的に同一とみなされる者が同一物件に応募することはできません。
- ② 2名以上の連名（共有）による応募もできます。
- ③ 上記①に違反する応募があった場合には、当該物件に係るその応募者のすべての応募は無効となります。
- ④ 応募者の資格は、個人（上記②の連名を含む）に限定しません。

5 応募の手続き

（１） 応募書類等の提出方法

- ① 市役所へ持参又は郵送（書留）のいずれかとします。
- ② 提出書類はお返ししませんのでご了承下さい。
- ③ 応募される方は、必ず現地をご確認ください。

（２） 受付期間及び場所

受付期間	令和8年11月6日（金）～令和9年2月19日（金） （持参）午前8時30分～午後5時15分 ※土日・休日を除く ※12月1日（火）より窓口受付時間が午前9時～午後4時30分に変更されます。 （郵送）令和9年2月19日（金）まで ※いずれも必着が条件です。
受付場所 郵 送 先	〒509-2295 下呂市森960番地 下呂市役所 総務部 財務課（下呂市役所下呂庁舎）

（３） 応募に必要な書類（各1通）

- ① 市有財産購入申込書（別記1号様式）
- ② 印鑑登録証明書
- ③ 住民票謄本（個人以外の場合は登記事項証明書）
- ④ 市税納税証明書 ※令和7年度分及び令和8年度分
- ⑤ 誓約書（別記2号様式）

（４） 同物件、同日の申し込みについて

同物件で、同日に2者以上から申し込みがあった場合は、抽選となります。

6 売買契約の締結・契約保証金の納付

契約説明会の日を契約締結日とし、契約保証金として、売買代金の100分の10以上を納付していただきます。なお、契約保証金は売買代金の一部に充てます。ただし、契約保証金には利子を付けません。契約保証金の納付期限は、契約締結日から起算して10日以内です。

7 売買代金の納付

- (1) 売買代金は、下呂市が発行する納入通知書により、納期限（契約締結日から 30 日以内）までに所定の金融機関で納付していただきます。
- (2) 下呂市が納付不能と認めた場合は、売買契約を解除します。この場合、納付された契約保証金は返還しません。

8 所有権移転及び引渡し

(1) 所有権移転

売買代金の全額を納付後、すみやかに下呂市において買受者への所有権移転登記の手続きを行います。登記に必要な登録免許税は買受者の負担となります。納付していただく登録免許税の税額については、契約締結時にお知らせします。

(2) 引渡し

所有権移転登記の完了と同時に、売買物件をその所在する場所において現況のまま引き渡します。

9 用途指定の条件

- (1) 物件①②は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条に規定する用途地域内において建築してはならない建築物を建築することができません。
- (2) 落札者は売買契約締結の日から 5 年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する施設の用に供することはできません。
- (3) 売買物件を暴力団関係施設その他周辺の住民に著しく不安を与える施設の用に供することはできません。
- (4) 落札者は、売買物件を第三者に所有権移転するときは、前各項の条件を付さなければなりません。

10 譲渡等の禁止条件

契約締結の日から 5 年間は、売買、贈与、交換等による所有権の第三者への移転又は地上権、質権、使用貸借による権利若しくはその他使用収益を目的とした権利の設定をすることはできません。ただし、住宅等を建築するための借入れに伴う抵当権の設定は行うことができます。また、次の事由に該当する場合には、事前に下呂市の承認を得て所有権の移転又は権利が設定できます。

①相続等のやむを得ない事由が生じた場合

②配偶者又は 2 親等以内の親族に住宅敷地等として使用貸借する場合

11 実地調査

契約条件の履行状況を把握するため、下呂市は随時に実地調査を行い、又は買受者に必要な報告を求めることがあります。

12 違反金

購入者が上記9用途指定の条件、10譲渡等の禁止条件に違反した場合及び11実地調査を正当な理由なく拒み、妨げた場合は、売買契約を解除（売買物件を市へ返還）し、さらに売買代金の100分の10の違約金を支払っていただきます。

問い合わせ先

下呂市役所 総務部 財務課

0576-24-2222（内線224）